

特記仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本特記仕様書は、阿南市（以下「発注者」という。）の実施する「羽ノ浦上水道センターほか電気設備更新設計業務」（以下、本業務という。）に適用する。
- 2 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「徳島県測量作業共通仕様書」、「徳島県設計業務共通仕様書」、「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」（以下、「仕様書」という）を準用する。
- 3 受注者は、契約図書、関係諸法規・指針並びに本特記仕様書を遵守し、本業務を実施しなければならない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は、羽ノ浦上水道センター、羽ノ浦第1水源地、羽ノ浦第2水源地、及び羽ノ浦配水池の電気設備の更新工事に必要となる設計図書の作成を目的とする。なお、本業務の実施にあたっては、施工上、支障のない範囲で経済的かつ合理的な設計をしなければならない。

(業務場所)

- 第3条 本業務の対象場所は、別途位置図に示す箇所とする。

(業務計画書)

- 第4条 本業務を実施するにあたっては、契約締結後、速やかに設計書及び本特記仕様書に基づいた業務計画書を作成・提出し、監督員の承認を受けるものとする。なお、業務計画書は、下記事項を明記したものとする。

- ・業務概要
- ・実施方針
- ・業務工程
- ・業務組織計画
- ・連絡体制
- ・その他必要と認められる事項

(業務内容)

- 第5条 本業務の内容については、別添設計書のとおりとする。なお、内容等の変更については発注者との事前協議により定めることとする。

(1) 更新対象施設

羽ノ浦上水道センター

- ・コントロールセンター 1面
- ・継電器盤 1面
- ・計装盤 1面
- ・遠方監視制御盤 1面
- ・遠方監視盤 1面
- ・テレメータ親局盤 1面

羽ノ浦第1水源地

- ・計装盤 1面

羽ノ浦第2水源地

- ・遠方監視制御盤 1面

羽ノ浦配水池

- ・テレメータ子局盤 1面
- ・緊急遮断弁制御盤 2面

（２）設計協議

本業務における打合せは、以下の３回を予定している。ただし、その他にも電話連絡等により発注者の意図が十分反映できるように配慮すること。

- １） 業務着手時
- ２） 中間打合せ １回
- ３） 成果納入時

業務着手時及び成果納入時には管理技術者が立ち会うものとする。なお、本業務の中間打合せは１回を予定しているが、必要に応じ増減することがある。

（３）現地調査、資料収集

発注者が所有する既存資料（図面等）の取りまとめ、及び現地調査により現状の確認を行い以下の検討業務、設計業務に反映させることとする。

（４）設計業務

設計業務の内容は、電気設備更新の詳細設計の作成であり、詳細設計では、設計計画・計算（機能）・設計図作成・数量計算・審査を行うものとし、必要に応じ、更新機種による躯体形状の変更及び仮設盤の設計検討を実施するものとする。

（関係機関との協議）

第６条 関連設備及び本業務遂行のため関係機関との協議・調整が必要となる場合は、発注者と協議の上、速やかに処理するものとする。

（成果品）

第７条 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- ・ 成果報告書（Ａ４版） ２部
- ・ 同原稿（電子媒体） ２部
- ・ その他監督員が指示するもの

（疑義）

第８条 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、発注者と受注者が協議して定めることとする。

（その他）

第９条 本業務の遂行にあたっては、必要に応じた適切な処置を施し、関連設備及び維持管理に支障をきたしてはならない。羽ノ浦上水道センター、羽ノ浦第１水源地、羽ノ浦第２水源地、羽ノ浦配水池に加えて、関連施設への正常な運転に支障がおこらないよう、阿南市水道部職員の指示に従うこと。